

財務委員会内規

(目的)

- 第1条 一般社団法人日本シミュレーション学会（以下「本会」という。）は、本会の定款第54条に基づき、財務委員会（以下「委員会」という。）を置く。
2. この委員会は、本会の会計及び財政の現状を把握、財政計画を立案することを目的とする。

(構成)

- 第2条 本委員会は、委員長、若干名の委員により構成する。ただし、必要に応じて副委員長及び幹事を置くことができる。
2. 委員長及び副委員長は、理事の中から会長が指名する。
3. 委員は、会員の中から会長が選任する。なお、委員は、会員であることを条件とする。
4. 本委員会構成員の任期は、委員長が理事に選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。
5. 委員長、副委員長及び委員は、任期中であっても辞任または理事会によって解任できる。
6. 委員長が任期中に理事を辞任または解任された場合、委員長の残りの任期を副委員長が務める。副委員長が置かれていない場合は、委員会を解散し、直ちに新たな委員会を発足させる。

(委員会の業務)

- 第3条 委員会は、事務局と協力のうえ以下の業務を行う。
- (1) 本会の会計の出納及び基金の管理
 - (2) 会費及び本会出版物の購読料等の徴収
 - (3) 会費滞納者への請求
 - (4) 補助金及び寄付の申請、受領
 - (5) 物品の購入、保管
 - (6) 会計帳簿及び証書類の整理、保管
 - (7) 予算案及び決算書類の作成
 - (8) その他、学会の財務に関する事項

(委員会の運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(内規の改正)

第5条 本内規の改正は、会長または委員会によって発議され、理事会によって承認されなければならない。

附 則

附則1

本内規の制定・改正の経緯は以下の通りである。

- ・平成25年7月15日 理事会 制定
- ・令和4年11月18日 理事会 改定

第2条ならびに第5条の変更

附則2

本内規は、平成25年7月15日から施行する。